

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

（令和２年度松野町一般会計決算）

平成26年４月１日より消費税率（国・地方）が５％から８％に、令和元年10月１日からは10％に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

松野町の令和２年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は、次のとおりです。

〔歳入〕

地方消費税交付金 80,029千円 のうち、社会保障財源化分 45,572千円

〔歳出〕

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 763,418千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費内訳】

（単位：千円）

事業名		令和２年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	165,980	117,133	0	0	4,188	44,659
	高齢者福祉事業	16,336	116	800	3,508	1,021	10,891
	児童福祉事業	170,049	36,932	300	5,941	10,878	115,998
	母子福祉事業	2,015	1,022	0	0	85	908
	小計	354,380	155,203	1,100	9,449	16,172	172,456
社会保険	介護保険事業	96,259	9,473	0	0	7,441	79,345
	国民健康保険事業	48,063	19,996	0	0	2,407	25,660
	後期高齢者医療保険事業	85,838	17,524	0	20	5,856	62,438
	小計	230,160	46,993	0	20	15,704	167,443
保健衛生	疾病予防対策・健康増進事業	43,968	18,143	1,000	0	2,129	22,696
	診療所事業	134,910	0	0	0	11,567	123,343
	小計	178,878	18,143	1,000	0	13,696	146,039
合 計		763,418	220,339	2,100	9,469	45,572	485,938

※ 各事業の地方消費税交付金（社会保障財源分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分。